

**令和2年度小樽商科大学大学院商学研究科（現代商学専攻）
科目等履修生 出願要項**

本学大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学大学院の研究及び授業に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可する。

1. 出願要件

博士前期課程：大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

博士後期課程：修士の学位を有する者及び令和2年3月までに学位を授与される見込みの者又はこれらと同等以上の学力があると認められた者

2. 出願期間

(1) 前期出願者 令和2年2月25日（火）から2月28日（金）まで（必着）

(2) 後期出願者 令和2年8月17日（月）から8月20日（木）まで（必着）

(3) 受付時間 9時から16時まで

3. 出願手続

(1) 出願書類等（*印は、本学所定の用紙）

書 類 等	提出者	摘 要
*出 願 願 書	全 員	出願前3か月以内に撮影した写真を貼ること。
*履 歴 書	全 員	
*履修希望授業科目	全 員	希望順位に記入すること。
*履 修 目 的		
卒業又は修了証明書	全 員	出身学校長が証明したもの。
検 定 料	全 員	9,800円（後期出願者については予定額）：普通為替証書（郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行発行）にし、受取人指定欄等一切記入しないこと。 ※持参手続の場合のみ現金納付可
そ の 他	該当者	(1) 日本国に在住している外国人は、市区町村長が交付した外国人登録済証明書（在留資格が明示されたもの） (2) 提出書類中、外国語で書かれた証明書、文書、資料等にはその日本語訳を添付すること。

(2) 提出先

〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号
小樽商科大学教務課大学院係

(3) 提出方法

出願者は、出願書類等を取りそろえ、提出先に持参又は郵送（書留）とすること。

(4) 身体に障がいをもつ科目履修出願者との事前相談

授業科目を履修することを志願する者で、身体に障がい（別紙「学校教育法施行令第22条の3に定める身体障害の程度」参照）のある志願者は、出願開始日から起算して1週間前までに教務課大学院係に申し出ること。

4. 履修を認める授業科目

現代商学専攻において開講する授業科目で、担当教員が承認した授業科目とする。

ただし、博士前期課程の「研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」及び博士後期課程の「博士論文執筆計画、博士論文指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は除く。

5. 決定通知

(1) 前期出願者 令和2年3月19日頃（予定）

(2) 後期出願者 令和2年9月中旬

6. 入学料及び授業料

入学料	28,200円
授業料	1単位 14,800円

注：上記の納付額は予定額であり、入学時及び在学中に学生納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金が適用される。

前期出願者は、決定通知後、入学金及び授業料前期分を3月31日迄に納入すること。

後期出願者は、決定通知後、入学金及び授業料後期分を9月30日迄に納入すること。

7. その他

(1) 履修期間は、半期とする。

(2) 後期科目の出願を希望している場合は、前期科目と同時に申し出ることができる。

(3) 履修授業科目について、試験に合格したときは、所定の単位を授与する。

(4) 履修を許可された授業科目は、原則として取り消すことができない。

(5) 外国人の出願にあつては、次の事項に留意して下さい。

① 1週間に10時間（2単位科目の場合7科目で前期と後期合わせて14科目）以上履修する場合は、在留資格「留学」を取得できる可能性があります。

② 出願時の手続き等において支障が出ないように、事前に在留資格（留学）の要件・手続き等を熟知したうえで申し出ること。

(6) 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事情があつても還付しない。ただし、入学手続き終了者が、3月31日（火）まで（後期入学者は、9月30日（水）まで）に入学を辞退した場合には当該授業料相当額を返還する。

また、授業が非開講になった場合については、徴収した非開講科目分の授業料は返還する。

(7) 照会等は、小樽商科大学教務課大学院係に行うこと。

〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号

TEL 0134-27-5246 FAX 0134-27-5243

障害の種別	身 体 障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもの のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可 能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用に よっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢 体 不 自 由 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における 基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的 観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態 が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
そ の 他	上記以外で、受験上、修学上特別の配慮を必要とする程度の機能障害を有する もの

(学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定に準拠した。)